

静岡市指定訪問・通所事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領
(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する指定訪問・通所事業に要する費用の額について必要な事項を定めるものとする。

(費用の額の算定)

第2条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、別表1に定める単位数表により算定するものとする。

2 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、別表2に定める1単位の単価に、別表1に定める単位数を乗じて算定するものとする。

3 前2項の規定により指定訪問・通所事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表1（第2条関係） 単位数表

1 訪問介護相当サービス費

イ 訪問介護相当サービス費（Ⅰ）（1月につき）	1,176単位
ロ 訪問介護相当サービス費（Ⅱ）（1月につき）	2,349単位
ハ 訪問介護相当サービス費（Ⅲ）（1月につき）	3,727単位

注1 利用者に対して、訪問介護相当サービス指定事業所（要綱第3条第1項第1号に規定する訪問介護相当サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（静岡市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成29年4月1日施行。以下「訪問介護相当サービス等基準」という。）第5

条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 訪問介護相当サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)及びケアプラン(静岡市第1号介護予防支援事業実施要領(平成29年4月1日施行)第10条に規定するケアプランをいう。以下同じ。)において1週に1回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた事業対象者(省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。)又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して訪問介護相当サービスを行った場合

ロ 訪問介護相当サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して訪問介護相当サービスを行った場合

ハ 訪問介護相当サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回を超える程度の訪問介護相当サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2である者に対して訪問介護相当サービスを行った場合

注2 省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 訪問介護相当サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護相当サービス指定事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(訪問介護相当サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は訪問介護相当サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100

分の90に相当する単位数を算定し、訪問介護相当サービス指定事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問介護相当サービス指定事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問介護相当サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。なお、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いることとする。

注6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問介護相当サービス指定事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

注7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である訪問介護相当サービス指定事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

注8 訪問介護相当サービス指定事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

注9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注10 利用者が一の訪問介護相当サービス指定事業所において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該訪問介護相当サービス指定事業所以外の訪問介護相当サービス指定事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。また、利用者が生活援助型訪問サービス指定事業所において生活援助型

訪問サービスを受けている間は、訪問介護相当サービス指定事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

ニ 初回加算 200単位

注 訪問介護相当サービス指定事業所において、新規に訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った場合又は当該訪問介護相当サービス指定事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

注1 (1) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指

定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は算定しない。

へ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対して届出を行った訪問介護相当サービス指定事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は、第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ト 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ イからへまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ イからへまでにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イからへまでにより算定した単位数の1000

分の249に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ロ イからへまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

2 生活援助型訪問サービス費

イ 生活援助型訪問サービス費(Ⅰ)(1月につき) 823単位

ロ 生活援助型訪問サービス費(Ⅱ)(1月につき) 1,644単位

ハ 生活援助型訪問サービス費(Ⅲ)(1月につき) 2,608単位

注1 利用者に対して、生活援助型訪問サービス指定事業所の従事者(静岡市生活援助型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成29年4月1日施行)第5条に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、生活援助型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 生活援助型訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度の生活援助型訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して生活援助型訪問サービスを行った場合

ロ 生活援助型訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度の生活援助型訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して生活援助型訪問サービスを行った場合

ハ 生活援助型訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて2回程度を超える生活援助型訪問サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2の者に対して生活援助型訪問サービスを行った場合

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 生活援助型訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣

接する敷地内の建物若しくは生活援助型訪問サービス指定事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（生活援助型訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は生活援助型訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、生活援助型訪問サービス指定事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して生活援助型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する生活援助型訪問サービス指定事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（生活援助型訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。なお、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いることとする。

注5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する生活援助型訪問サービス指定事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が生活援助型訪問サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

注6 生活援助型訪問サービス指定事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活援助型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助型訪問サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の生活援助型訪問サービス指定事業所において生活援助型訪問サービスを受けている間は、当該生活援助型訪問サービス指定事業所以外の生活援助型訪問サービス指定事業所が生活援助型訪問サービスを行った場合に、生活援助型訪問サービス費は、算定しない。また、利用者が訪問介護相当サービス指定事業所において

訪問介護相当サービスを受けている間は、生活援助型訪問サービス指定事業所が生活援助型訪問サービスを行った場合、生活援助型訪問サービス費は、算定しない。

3 通所介護相当サービス費

イ 通所介護相当サービス費

(1) 事業対象者・要支援1（1月につき） 1,798単位

(2) 要支援2（1月につき） 3,621単位

注1 静岡県通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成29年4月1日施行。以下「通所介護相当サービス指定基準」という。以下同じ。）第5条に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所において、通所介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(1) 事業対象者・要支援1 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度の通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対して通所介護相当サービスを行った場合

(2) 要支援2 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度以上の通所介護相当サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2である者に対して通所介護相当サービスを行った場合

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 通所介護相当サービス指定事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

注5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の通所介護相当サービス指定事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該通所介護相当サービス指定事業所以外の通所介護相当サービス指定事業所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。また、利用者が運動型通所サービス指定事業所又はサロン型通所サービス指定事業所において運動型通所サービス又はサロン型通所サービスを受けている間は、通所介護相当サービス指定事業所が通所介護相当サービスを行った場合、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注7 通所介護相当サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は通所介護相当サービス指定事業所と同一建物から当該通所介護相当サービス指定事業所に通う者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。なお、当該減算は、支給限度額管理の対象外とする。

(1) 事業対象者・要支援1 376単位

(2) 要支援2 752単位

注8 利用者に対して、その居宅と通所介護相当サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ（1）を算定している場合は1月につき376単位を、イ（2）を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注7を算定している場合は、この限りではない。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(イ) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所介護相当サービス指定事業

所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス計画（通所介護相当サービス指定基準第38条において規定する通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

(ロ) 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(ハ) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(イ) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(ロ) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(ハ) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当た

って、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(ニ) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所介護相当サービス指定事業所であること。

ホ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(イ) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(ロ) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(ハ) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(ニ) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(ホ) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所介護相当サービス指定事業所であること。

ヘ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

ト 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所が利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

(一) 事業対象者・要支援1 88単位

(二) 要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

(一) 事業対象者・要支援1 72単位

(二) 要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

(一) 事業対象者・要支援1 24単位

(二) 要支援2 48単位

リ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所介護相当サービス指定事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(イ)利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(ロ)必要に応じて通所介護相当サービス計画を見直すなど、通所介護相当サービスの提供にあたって、イに規定する情報その他通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所(利用定員が19人以上である場合に限る。)が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ イからルまでにより算定した単位数の1000

分の120に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス指定事業所(利用定員が19人未満である場合に限る。)が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

4 運動型通所サービス費

イ 運動型通所サービス費

(1) 事業対象者・要支援1(1月につき) 1,438単位

(2) 要支援2(1月につき) 2,896単位

注1 静岡市運動型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成29年4月1日施行。以下「運動型通所サービス指定基準」という。）第5条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス指定事業所（運動型通所サービス指定基準第2条に規定する運動型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、運動型通所サービスを行った場合、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

（1）事業対象者・要支援1 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度の運動型通所サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対して運動型通所サービスを行った場合

（2）要支援2 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度以上の運動型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2である者に対して運動型通所サービスを行った場合

注2 運動型通所サービスの月平均の利用者の数が市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合又は運動型通所サービス指定基準第5条に定める従事者の員数を置いていない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 運動型通所サービス指定事業所の運動型通所サービス従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて運動型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 運動型通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は運動型通所サービス指定事業所と同一建物から当該運動型通所サービス指定事業所に通う者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。なお、当該減算は、支給限度額管理の対象外とする。

（1）事業対象者・要支援1 376単位

(2) 要支援2 752単位

注7 利用者に対して、その居宅と運動型通所サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ（1）を算定している場合は1月につき376単位を、イ（2）を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注6を算定している場合は、この限りではない。

注8 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、運動型サービス費は算定しない。

注9 利用者が一の運動型通所サービス指定事業所において運動型通所サービスを受けている間は、当該運動型通所サービス指定事業所以外の運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合に、運動型サービス費は、算定しない。また、利用者が通所介護相当サービス指定事業所又はサロン型通所サービス指定事業所において通所介護相当サービス又はサロン型通所サービスを受けている間は、運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合、運動型サービス費は、算定しない。

5 サロン型通所サービス費

イ サロン型通所サービス費

(1) 事業対象者・要支援1（1月につき） 1,258単位

(2) 要支援2（1月につき） 2,534単位

注1 静岡市サロン型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成29年4月1日施行。以下「サロン型通所サービス指定基準」という。）第5条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出たサロン型通所サービス指定事業所（事業所（サロン型通所サービス指定基準第2条に規定するサロン型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、サロン型通所サービスを行った場合、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 事業対象者・要支援1 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度のサロン型通所サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対してサロン型通所サービスを行った場合

(2) 要支援2 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度以上のサロン型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2である者に対してサロン型通所サービスを行った場合

注2 月平均の利用者の数が市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合又はサロン型通所サービス指定基準第5条に定める従業者の員数を置いていない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 サロン型通所サービス指定事業所のサロン型通所サービス従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサロン型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外とする。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 サロン型通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又はサロン型通所サービス指定事業所と同一建物から当該サロン型通所サービス指定事業所に通う者に対し、サロン型通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。なお、当該減算は、支給限度額管理の対象外とする。

(1) 事業対象者・要支援1 376単位

(2) 要支援2 752単位

注7 利用者に対して、その居宅とサロン型通所サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ（1）を算定している場合は1月につき376単位を、イ（2）を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注6を算定している場合は、この限りではない。

注8 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、サロン型サービス費は、算定しない。

注9 利用者が一のサロン型通所サービス指定事業所においてサロン型通所サービスを受けている間は、当該サロン型通所サービス指定事業所以外のサロン型通所サービス指定事業所がサロン型通所サービスを行った場合に、サロン型サービス費は、算定しない。また、利用者が通所介護相当サービス指定事業所又は運動型通所サービス指

定事業所において通所介護相当サービス又は運動型通所サービスを受けている間は、サロン型通所サービス指定事業所がサロン型通所サービスを行った場合、サロン型サービス費は、算定しない。

別表2（第2条関係） 1単位の単価

訪問介護相当サービス	10.42円
生活援助型訪問サービス	10.42円
通所介護相当サービス	10.27円
運動型通所サービス	10.27円
サロン型通所サービス	10.27円